

新しい「青少年育成施策大綱」の枠組み

〔平成20年7月25日〕
〔青少年育成推進本部決定〕

＜基本となる考え方＞

- 以下の考え方を基本として青少年育成施策を推進
 - ① **青少年の立場を第一に考える。**
 - ・ 青少年は、親等家族にとっても、社会にとっても、可能性を秘めたかけがえのない存在
 - ・ こうした青少年が、現代の我が国社会において、健やかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できるよう、何よりもまず青少年の立場に立った支援を実施
 - ② **社会的な自立を目指して、青少年の健やかな成長を支援する。**
 - ・ 心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自らの可能性を発揮できる、社会的に自立した個人として成長するよう支援
 - ③ **青少年一人ひとりの状況にふさわしい支援を、切れ目なく実施する。**
 - ・ 青少年一人ひとりの状況に応じ、青少年の健やかな成長を保障するための取組を切れ目なく実施
 - ・ 青少年の健やかな成長を支えるのは社会全体の責任であり、すべての組織や個人が、当事者意識を持って、青少年との信頼関係の上に、それぞれの役割や責任を果たしつつ、相互に協力・補完しながら取り組むことが必要
- 以上の基本となる考え方を通じ、すべての青少年が、成長の過程を通して、周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、信頼を持つ人とのつながりの中で困難を克服し、可能性を發揮できる社会の実現を目指す。

＜青少年育成施策推進の柱＞

○ 基本となる考え方の下、以下の事項を青少年育成施策推進の柱とする。

① 青少年一人ひとりの健やかな成長の保障

青少年一人ひとりの状況に応じ、かつ切れ目なく、健やかな成長を保障するための関係施策を展開することとする。

② 親等への信頼感、自尊感情、規則正しい生活習慣等の健やかな成長の基礎の形成

親等への信頼感、自尊感情、規則正しい生活習慣等は青少年の健やかな成長を図る上で基礎となるものであり、その形成を促進する。このため、

- ・ 基本的な生活習慣、体力、基礎学力、社会性等の習得
- ・ 子育て環境の整備（子育て支援、仕事と生活の調和等）

等に取り組むこととする。

③ 社会で「生きる力」や創造力をはぐくむため、体験や交流等の充実

健やかな成長の基礎の上に、様々な体験や他者との交流経験を積み重ねることにより、社会的に自立するために必要な知識・経験や社会性の獲得を促進する。このため、

- ・ 自然体験、社会体験、集団遊び、世代間交流、キャリア教育、異文化理解のための国際交流等の充実

等に取り組むこととする。

④ 困難を抱える青少年に対し、関係機関等が連携して支援

青少年が困難に直面した場合に、関係機関等が連携して青少年一人ひとりの健やかな成長を支援するため、

- ・ 問題の早期発見・早期対応
- ・ 成育歴等個々の状況に応じ、関係機関等の緊密な連携の下、「育て直し」も含め、社会的自立を果たすまでの切れ目ない支援

に取り組むこととする。

⑤ 社会総がかりで青少年の健やかな成長の支援、居場所づくりや課題解

決の推進

すべての組織や個人が、相互に連携・協力し、社会総がかりで青少年の健やかな成長を支えるため、居場所づくりや青少年が抱える様々な困難の解決を図る。このため、

- ・ 関係機関等の有機的連携、様々な地域の資源の活用
- ・ 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
- ・ 有害環境対策、安全・安心なまちづくり等社会環境の整備
- ・ 社会全体が青少年を大切にし、温かく見守り、支援していく気運の醸成

等に取り組むこととする。

<個別の青少年育成施策の推進の方向>

1 成長段階に応じた支援

- 青少年の成長段階ごとの特性と課題を踏まえ、一人ひとりが持つ可能性を伸ばせるよう、関係施策を切れ目なく実施

① 青少年の健やかな成長の基礎の形成促進（乳幼児期～思春期）

- ・ 健やかな心と体づくり
- ・ 規則正しく豊かな食習慣づくり
- ・ 学力の習得・向上
- ・ コミュニケーション能力の育成・向上
- ・ 規範意識の醸成
- ・ 遊びや様々な体験・交流の機会の保障

等について記述

② 社会的自立に向けた取組の推進（思春期～青年期）

- ・ 高度な専門知識・技能の習得支援（質の高い高等教育の提供等）
- ・ 職業を持つための準備への支援（キャリア教育、職業能力開発、就業支援等の充実等）
- ・ 社会の一員としての意識の確立（公共の精神や規範意識の醸成等）
- ・ 異文化理解のための国際交流の充実

等について記述

2 困難を抱える青少年の支援

- 青少年が抱える様々な困難が相互に影響し合って状況がより複雑化していく危険性に留意し、早期発見・早期対応に努めるとともに、成育歴等を踏まえた総合的な対応を実施

- ・ 障害のある青少年の支援
- ・ 児童虐待を受けた児童等要保護児童の支援
- ・ 少年非行対策
- ・ いじめへの対応
- ・ 犯罪等の被害者の支援
- ・ 不登校、ひきこもり等への対応
- ・ ニート・フリーターの支援

等について記述

3 青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

○ 家庭を開く（安らぎと成長の基礎となる居場所づくり）

- ・ 子育て家庭、ひとり親家庭等の支援
- ・ 家族と過ごす時間の確保（仕事と生活の調和等）
- ・ 児童虐待、ひきこもり等の問題の早期発見・早期対応

等について記述

○ 学校を開く（外部の力も活用した機能強化）

- ・ 家庭や地域との連携等開かれた学校づくり
- ・ 教育・相談の体制や機能の充実（教員の資質向上、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進等）

等について記述

○ 地域を広げる（他者・社会・自然と接する機会や場の拡大）

- ・ 遊び、体験、交流等の様々な活動の場づくり
 - ・ 都市と農山漁村の共生・対流
 - ・ 安全・安心なまちづくり
- 等について記述

② 総合的なネットワークづくり

- ・ 青少年一人ひとりの状況に応じ、包括的で継続的に支援するネットワークづくり
 - ・ 青少年が安心して相談できる専門職等の育成・配置
- 等について記述

③ 青少年を取り巻く有害環境への対応

- ・ 青少年を有害環境から守る施策（メディアを活用する能力の向上、携帯電話等のフィルタリングの普及促進等インターネット上の有害情報対策等）
- 等について記述

4 推進体制

- ① 関係行政機関間、地方公共団体や民間団体等との連携・協働
- ② 調査研究・情報提供・広報啓発活動の推進
- ③ 青少年等の意見の施策への反映
- ④ 国際的な連携・協力
- ⑤ 関係施策の実施状況の点検・評価、大綱の見直し